

富山市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りのご家庭に対し、学校給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助しています。令和5年度に援助を受けていた方で継続して希望される場合も、必ず申請が必要です。

新1年生で新入学学用品費の入学前支給を受けられた方も、以下の入学後の就学援助を希望される方は申請が必要です。

1 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方（要保護）
 (2) 令和5年中の同居の家族全員の総所得額（※）が、生活保護基準額の1.2倍未満の世帯である方（準要保護）

※祖父母等で、住民票を別にしている（世帯分離）が、同じ家に住んでいる場合や、単身赴任などにより、その世帯の生計を維持する方が他の場所に住んでいる場合も、同居の家族に含まれます。

＜認定基準となる目安＞

※この金額は目安です。家族の世帯構成、年齢、家賃等により、認定となる所得の基準額が変わります。この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合があります。収入目安は給与所得者の収入額の目安です。

区分	家族構成	親42歳 40歳 子(中1)、子(小1)	親40歳 子(中1)	親35歳 子(小1)、子(4歳)
持家の場合	所得基準額	320万円	275万円	300万円
	(収入目安)	455万円	395万円	430万円
借家の場合 (家賃4万の場合)	所得基準額	370万円	320万円	350万円
	(収入目安)	515万円	455万円	490万円

2 援助種類と支給内容

援助対象費目	対象者	金額及び支給予定日			援助内容
		1学期分 (7月中旬)	2学期分 (12月中旬)	3学期分 (3月中旬)	
学用品費等	小1年	4,820	4,780	3,630	日常使用する学用品費等の補助 ※途中認定された場合は、月割りでの支給。
	小2～6年	5,660	5,640	4,200	
	中1年	9,120	9,080	6,840	
	中2・3年	9,960	9,940	7,410	
給食費	全学年	実費	実費	実費	認定日以降の給食費
新入学学用品費	小1年(入学後支給)	57,060			※1学期認定の小1・中1年が対象。前年度に入学前支給を受けた場合は対象外。
	中1年(入学後支給)	63,000			
	小6年(入学前支給)			63,000	
校外活動費	全学年			学校別精算額	宿泊学習等の交通費、見学の補助。(上限あり)
修学旅行費	小6			学校別精算額	参加者が均一に負担することになる費用の補助(※上限あり)
	中3			学校別精算額	
体育実技用具費	全学年			実費	小学生はスキー用具のレンタル、中学生はスキー用具のレンタルと、柔道着・剣道用具の購入。(※上限あり)
部活動費	中1～3年			実費	中学校で行われる部活動に必要な経費や用具等の購入。(※上限あり)
医療費	全学年			随時	学校で治療の指示を受けた場合で、学校保健安全法で指定された病名の治療費。

※生活保護受給世帯は、医療費と中学3年生の修学旅行費が対象です。その他は生活保護費で支給されます。

※校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、部活動費は、実施時点(購入時点)で、就学援助の認定を受けている必要があります。

※振込先は原則保護者口座になりますが、委任状が提出されている場合や、学校徴収金に未納がある場合は、学校口座に振り込みます。ただし、給食費については、委任状が未提出で、学校徴収金に未納がない場合でも、認定を受けた学期の翌学期から学校口座に振り込みます。

3 申請の手続き

●提出書類（※生活保護受給世帯は①のみ提出してください。）

①富山市就学援助認定申請書

（申請書は、申請する学校から受け取るか、富山市のホームページからダウンロードできます。）

②同居している方全員の住民票の写し（申請日から3カ月以内のもの）

③所得に関する証明書（同居している方全員分）

対象者	提出書類（コピーで可）
<input type="checkbox"/> 給与収入のみの方 <input type="checkbox"/> 老齢年金収入のみの方	次のうち、いずれか一つ ①令和5年分給与所得の源泉徴収票（複数ある場合は、すべて提出） ②令和5年分所得税確定申告書の控え（第1表・2表） ③令和6年度市・県民税申告書の控え ④令和6年度所得・課税証明書（6月1日より取得可能） ⑤令和5年中の年金額が確認できるもの。 （年金証書、年金振込通知書、年金振込額がわかる通帳の写し等）
<input type="checkbox"/> 給与所得、老齢年金以外の所得（事業所得）がある方 <input type="checkbox"/> 2種類以上の所得がある方（例）給与所得＋老齢年金	次のうち、いずれか一つ ①令和5年分所得税確定申告書の控え（第1表・2表） ②令和6年度市・県民税申告書の控え ③令和6年度所得・課税証明書（6月1日より取得可能）
<input type="checkbox"/> 収入がない方 ※収入がなく、配偶者等の扶養に入っており、配偶者等の提出書類でその事実が確認できる場合は不要。	次のうち、いずれか一つ ①令和6年度市・県民税申告書の控え ②令和6年度非課税証明書（6月1日より取得可能）

④その他添付書類（該当者のみ提出）

<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書のコピー（令和5年中の受給金額を確認できるもの）
<input type="checkbox"/> 障害年金・遺族年金受給者	令和5年中の年金額が確認できるもの （年金証書、年金振込通知書、年金振込額がわかる通帳のコピー等）
<input type="checkbox"/> アパート等の入居者	令和5年分の家賃の金額が確認できるもの （賃貸借契約書、領収書等）

※証明書類等はお返しできませんので、あらかじめコピーしたものを提出してください。

※所得に関する証明書として、所得・課税証明書または非課税証明書を提出する場合は、必ず6月1日以降に発行される、令和6年度所得・課税証明書または令和6年度非課税証明書を提出してください。

●提出先

お子さんが通っている学校で申請してください。

※家庭内に小学生、中学生がともにいる場合には、中学校で申請してください。

※国立、私立の学校へ通っている方は、学校教育課で申請してください。

●申請期間

4月4日（木）から受付を開始します。

1学期分から援助費を受ける場合は、申請書類が6月6日（木）までに学校教育課へ届くように、必要書類が揃いましたら早めに学校へご提出ください。

なお、申請には学期ごとに最終締切日があります。1学期…6月13日（木）、2学期…11月15日（金）、3学期…令和7年2月14日（金）。最終締切日までに書類が不備のない状態で学校教育課へ届いている必要があります。締切日を過ぎて提出された場合は、翌学期以降の受付となります。

●認定結果

認定の方は、1学期受付分は7月上旬、2学期受付分は12月上旬、3学期受付分は3月上旬に、学校を通じてお知らせします。否認の方には、郵送でお知らせします。

4 その他

就学援助申請後、世帯状況に変更（婚姻や転居等）があった場合は、必ず学校へご連絡ください。

お問い合わせ先：お子さんの通っている学校、または富山市教育委員会学校教育課（076-443-2134）

就学援助制度（部活動費）についてのお知らせ

生徒の部活動への積極的な参加に資することを目的として、令和6年度より就学援助制度の援助対象費目に「部活動費」を新設いたしました。

就学援助が認定された方について、中学校で行う部活動に必要な用具の購入費や経費に対して援助します。

1 支給金額および支給予定日

年間30,150円を上限に実費額を3月中旬に支給します。

2 対象となる用具や経費(令和6年度中に保護者が購入、負担したものに限ります。)

①所属部活動において、全員が個々に用意が必要となる用具等

(運動部) グローブ、ラケット、道着、スパイク等

(文化部) 楽器のリード・マウスピース、画材道具等

②所属部活動において、全員が負担すべきこととなる経費

部費、大会参加費、遠征費、登録料、ユニフォーム等

※対象とならない経費

- ・学校外のクラブチーム等で使用する用具
- ・授業で使用する用具(体操服や柔道着)
- ・部活動に直接関係のないもの(メガネ、コンタクト、弁当箱等)
- ・著しく高価な用具等
- ・レシートや領収証等がないもの

3 その他

・令和6年度4月以降に購入した用具や負担した経費のレシートや領収証等(購入品目、金額、日付等のわかるもの)をすべて保管しておいてください。レシートや領収証等は学校へ提出していただきます。提出時期等については、認定者の方に改めて案内いたします。

- ・生活保護を受けている方については、生活支援課より支給されます。

お問い合わせ先： 富山市教育委員会学校教育課
(076-433-2134)